

## 「会社分割入門」 part2

破たん寸前の会社を再生させる方法は、大きく分けて二通りあります。一つは民事再生や会社更生等の裁判所が判断を下す法的整理（再生）、もう一つがここで取り上げる会社分割や事業譲渡等の私的整理（再生）といわれる方法です。

ここでの読者は建設会社の方々が多いと思いますので、「建設会社の再生」を想定して話を進めたいと思います。

まず法的整理についてしてみると、裁判所へ多額の予納金を納めなければならないことはもちろんデメリットの一つですが、公共工事の受注を目指す建設会社特有の大きなデメリットがあり、民事再生等の法的整理は取るべき手段ではないと考えます。

建設会社特有の事情とは、平成 23 年 4 月の経営事項審査（経審）改正の際に「再生企業に対する大幅な減点」という項目が新たに加わったことによるものです。民事再生や会社更生法の適用を受けた企業は、再生期間終了までの間、経審の総合点数から 85 点の減点をされることになりました。さらに再生期間満了後は、営業年数がゼロに戻るという、厳しい措置が取られる方向に改正されたのです。これでは再生とは名ばかりでほとんど弱い者イジメに近いものです。

建設業以外の読者の方に少しご説明しますと、建設業界は売り上げ全体の中で公共工事に頼る割合が高いのが特徴ですが、公共工事は言うまでもなく我々の税金を使うわけですから、いい加減な業者に工事を任せるわけにはいきません。また、商品のように完成された物同士を比較することも出来ません。

あるのは、設計図だけです。発注者としては設計図通りに橋やダムを完成させる高い技術力や資金的な体力をもった会社はどこなのかを慎重に判断しなくてはなりません。

その判断の基準となるのが、経営事項審査といわれる審査で、公共工事を請け負おうとするすべての会社はその審査を受けています。

技術力や財務内容、社会性等を審査し、全建設業者を点数化して並べることが出来ます。上位に行けば受注できる工事の金額も大きくなることから、どの業者も少しでも上位を目指しているわけです。

先ほど民事再生法の適用を受けると経審の総合点数から 85 点減点され、再生

期間終了後は、営業年数がゼロに戻ると書きましたが、これらはいずれも建設会社にとっては致命的ともいえる減点処置です。

85点減点というのは、1級技術者が14名程いなくなったのと同じ程度の大幅なダメージとなります。

現在の経審では、営業年数に対する評価はとて大きく、6年目から1年に付き3点を与えられます。営業年数35年の会社であれば、それだけで90点の下駄をはかされていたのが、リセットされて0点になるわけです。

これをやられると再生企業は大幅減点と同時にこれまで築いてきた企業価値である「のれん」さえもなくなり、新しく設立したばかりの会社と同じ扱いに甘んじなければなりません。

このように建設業の再生を考える上で、営業年数を引き継げるかどうかは非常に重要なことです。

営業年数が引き継げない法的整理の民事再生では「これまで築いてきた歴史をリセットしてゼロから再スタートすること」を意味します。そしてほとんどの場合、現在有効な格付けも引き継ぎできないこととなります。

ではもう一方の私的再生の一つ、会社分割の場合はどうでしょうか。国交省通達「建設会社の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の中で《建設会社の営業年数については、分割会社の分割前の営業年数とする》とあります。

これは「分割して建設事業を他の会社に移転する場合、元の会社の営業年数を承継していいですよ」ということであり、会社分割では、営業年数を承継することが合法的に認められているのです。

会社分割には他にもさまざまな優れた点があります。今回は、会社分割の最大のメリットである「良いところ取り」という現象を具体例を挙げながら見ていきたいと思えます。